

住宅リフォーム事業者団体登録制度に おける各団体の取組み

令和6年12月時点

一般社団法人 住活協リフォーム



当社は国土交通大臣登録団体の構成員です



0. 団体概要(組織体制) ①

<名称> 一般社団法人住活協リフォーム

<設立年月日> 2014年12月 5日

<初回登録年月日> 2018年 9月18日

<所在地>

東京都中央区八丁堀2-19-8 日宝八丁堀ビル3F

<連絡先>

TEL 03-3523-5676 FAX 03-3523-5677

<主に請け負う工事>

住宅リフォーム工事全般(戸建・マンション)



■団体への入会基準 (構成員登録の要件)

- 1 次のいずれかに該当していること。
(1)「建設業許可」を受けている者。
(2)役員又は常勤する職員に、請け負う住宅リフォーム工事に応じた「資格」を有する者。
- 2 リフォームかし保険の事業者登録をしていること。
または、申請中であること。
- 3 建設工事保険・賠償責任保険に加入していること。
※いずれも年間包括型。
※賠償責任保険：生産物賠償・請負賠償・施設賠償のいずれか1つ以上に加入していること。尚、3つ全てに加入することを推奨。金額は各1億円以上を推奨。
- 4 「導入研修」を受講済であること。

0. 団体概要(組織体制) ②

■団体概要

<理念>

リフォームにおけるユーザーの様々な悩みや不安をくみ取り、解消することにより豊かで快適な住まいづくりの実現に貢献します。

<ビジョン>

ユーザーの信頼における団体として、住環境の快適化・資産としての住まいの維持管理を通じて豊かな生活を実感できる地域社会を実現する。

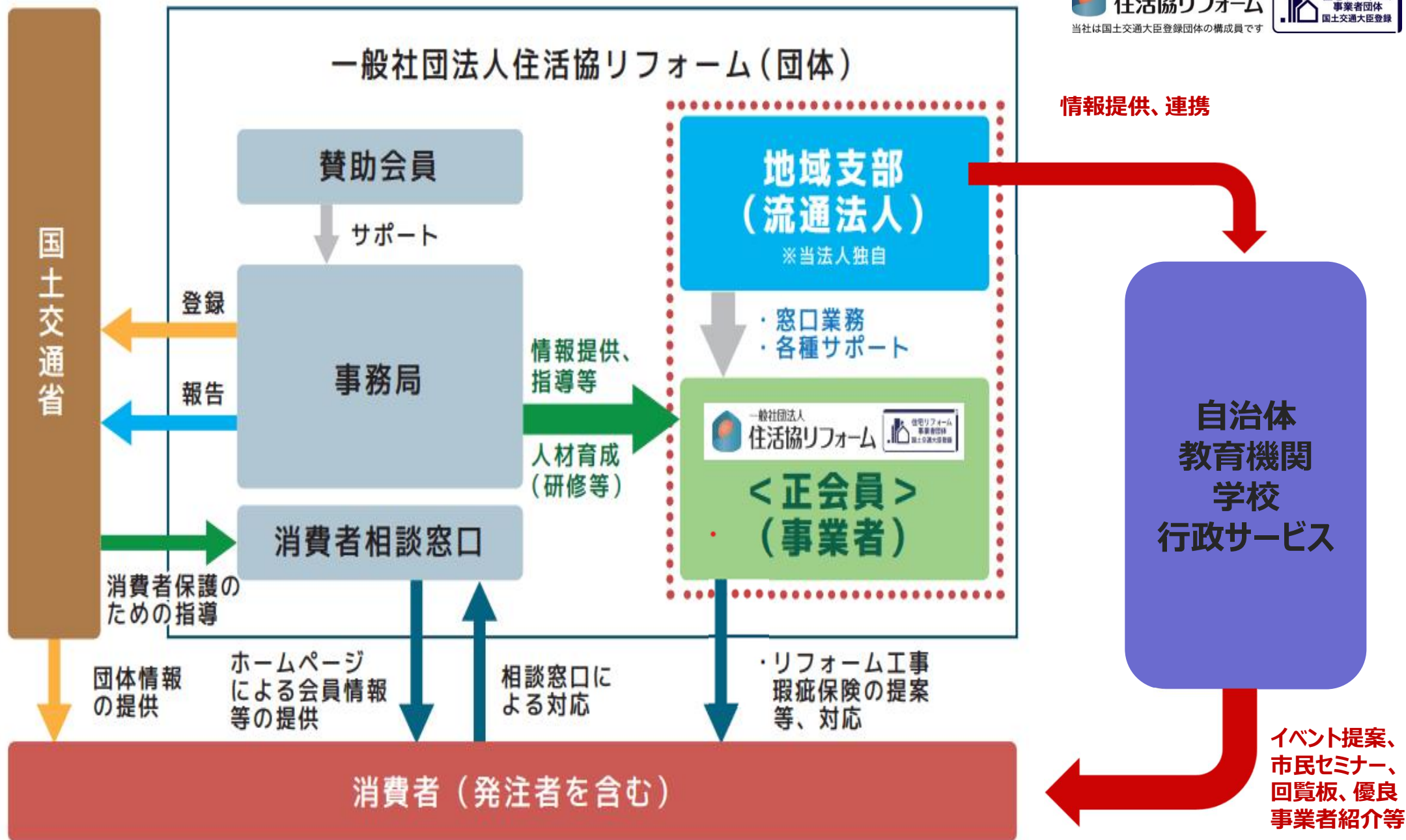
<事業内容>

住宅居住者等が透明性が高く安心してリフォームを行うことができる環境を整備することにより消費者保護に努め、住宅リフォーム事業の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行います。

- (1) 住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施することができる人材の育成に係る事業
- (2) 住宅リフォーム事業に係る技術力向上に資する事業
- (3) 住宅の維持管理、メンテナンス等に資する事業
- (4) 正会員が行う住宅リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等への対応に係る事業
- (5) 正会員に対する住宅リフォーム事業に関する情報提供に係る事業
- (6) 正会員の状況把握のために行う調査に係る事業
- (7) 正会員が行う住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施するために必要な指導、助言、
勧告及び調査に係る事業
- (8) 前各号に附帯関連する一切の事業

0. 団体概要(組織体制) ③

一般社団法人
住活協リフォーム
当社は国土交通大臣登録団体の構成員です



1. 構成員に対する研修その他の人材育成



一般社団法人
住活協リフォーム
当社は国土交通大臣登録団体の構成員です



<人材育成計画>

No	タイトル	概要	開催頻度
1	導入研修		入会時(必須)
2	継続研修		2年毎(必須)
3	国策研修	アスベスト、補助金関連 他	随時
4	リフォーム事業者にとって大切な”6つの取組み”		随時
5	保守点検研修	補助事業として実施	随時
6	地域支部開催研修	地域支部にて独自開催	随時
7	賛助会員セミナー	ZOOM形式にて事務局開催	毎月
8	新教育システム (NOGAZO)導入研修		随時

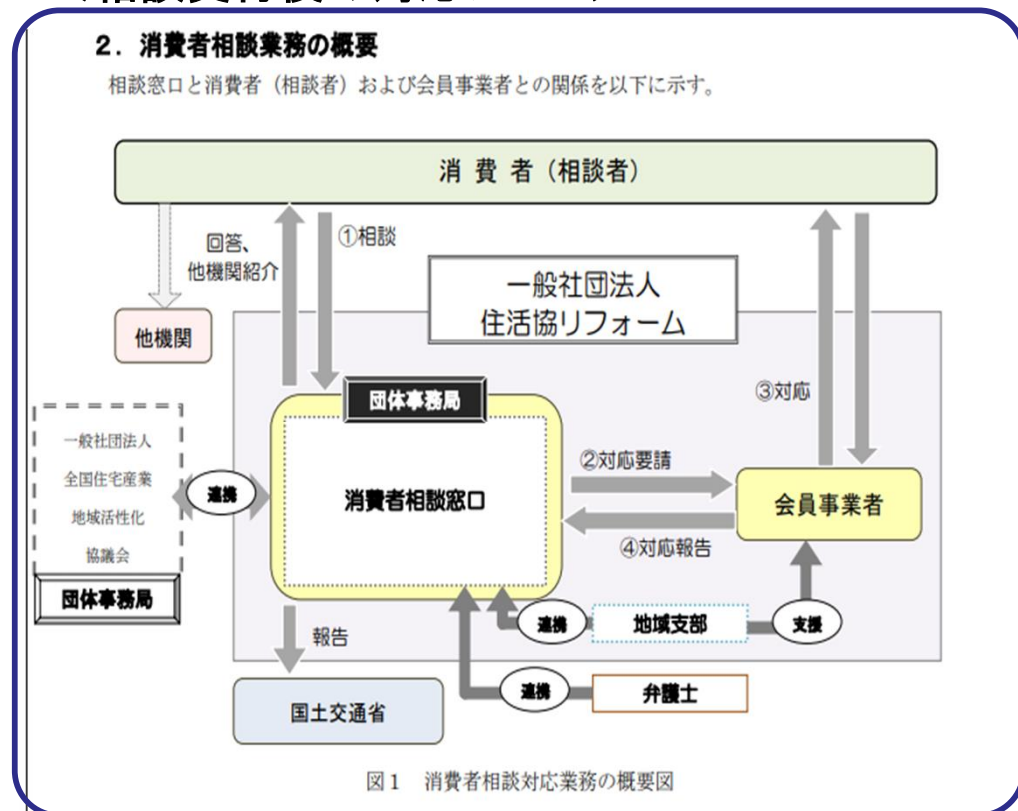
2. 相談窓口の体制等

- ・名称 相談ダイヤル
- ・連絡先 03-6222-8300
- ・対応時間 月～金 午前10:00～午後5:00
(祝祭日 夏季休暇 年末年始除く)

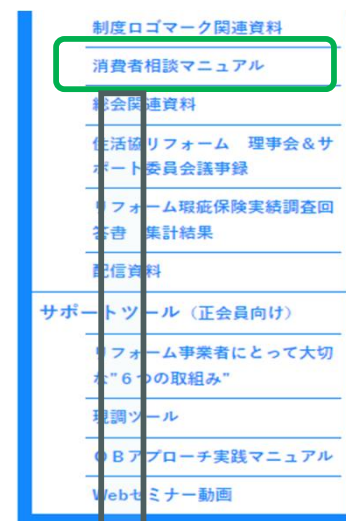


・相談窓口の体制

<相談受付後の対応フロー>



<マニュアルの整備状況等> ※1



※1

「相談ダイヤル」はHP上で一般公開しているが、「消費者相談マニュアル」は正会員専用HPに掲載

ZIP形式

※解凍時パスワード要（取扱い注意）

・<参考資料>ロゴマーク使い方Q & A集 正会員向

PDF形式

消費者相談マニュアル

・消費者相談窓口対応マニュアル 181115掲載

PDF形式

3. 構成員の状況

<構成員の状況>

・2024年4月30日現在

<構成員の内訳>

正会員 419社

賛助会員 24社

特別会員 1社

※地域支部 46社



<構成員の受けている許可等>

正会員においては原則として建設業許可の保有を条件としている

そうでない場合は、住宅リフォーム工事に応じた資格を有する者も可としている

<主な資格>

・建築施工管理技士

・建築整備士

・電気工事施工管理技士

・管工事施工管理技士

・給水装置工事主任技術者

・浄化槽整備士

・液化石油ガス整備士

・ガス消費機器設置工事監督者

など

4. 構成員の業務の適性実施のための取組み

構成員の団体入会時に於いては
(正会員の義務)を遵守することを
会員規定にて定めている。

◆正会員の義務(抜粋)

(正会員の義務)

第8条 正会員は次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 関連法令を遵守すること。
- (2) 当法人が開催する義務講習を受講すること。
- (3) リフォーム瑕疵保険の事業者登録を受けること。
- (4) 建設工事保険及び賠償責任保険に加入していること。
- (5) 当法人が設置する消費者相談窓口にて確認した住宅居住者等からの相談内容に該当する場合は当法人所定の対応要請書に応じ、その対応状況等を適切に消費者相談窓口まで報告すること。
- (6) 当法人が年度更新確認及び業務状況などの把握に係る調査業務を行う場合、これに応じ、速やかに当法人まで報告すること。
- (7) 住宅リフォーム工事の請負契約の締結に際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。
- (8) 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを行い、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付すること。
- (9) 締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認

登録後の全ての構成員が遵守できているのかを確認するために以下の取り組みを実施している。

【1】継続研修(隔年実施):

団体の構成員が事業者団体登録制度とリフォーム工事瑕疵保険につき、その意義を正しく認識し、業務に反映することを促すことにより構成員自らの事業の活性化に活用し得る様に実施している。

【2】年度更新時の確認(毎年実施):

構成員の年度更新の際に、

- ・建設業許可(もしくはそれに準ずる資格)の登録状況
 - ・各種保険の加入状況
- について事務局が確認している。

5. 構成員に関する情報の公表状況

- ① 構成員の行う住宅リフォーム工事の実績 ⇒ 構成員間で全体数を共有
- ② 団体が行う研修の受講状況 ⇒ HP上に開催毎の状況をリスト化して公開
- ③ その他の住宅居住者等の利益の保護に資する情報 ⇒ HP上に国土交通省HP「住宅リフォーム事業者団体登録制度」のリンク「悪質な点検商法に注意！」



会員専用
(正会員・地域支部の方)

ログアウト

認定品質割引制度 (正会員向け)

認定品質リフォーム制度

設計施工基準

標準書式

各種資料 (正会員向け)

規程類

住宅リフォーム事業者団体登録
制度ロゴマーク関連資料

消費者相談マニュアル

総会関連資料

住活協リフォーム 理事会 & 役員会資料

リフォーム瑕疵保険実績調査回
答書 集計結果

配信資料

サポートツール (正会員向け)

研修情報

研修一覧

研修計画

研修・イベント情報

2015～2024年度 研修開催情報

PDF形式

② 各種研修会の開催実績を開示

住活協リフォームについて

住活協リフォームについて
住活協リフォームが掲げる
理念や目指すべき姿につ
いてご紹介します。

詳しく知る

入会方法
入会をご検討中の事業主
へ入会の条件などをご紹
介いたします。

詳しく知る

「住宅リフォーム事業者団
体登録制度」について
国土交通省の「住宅リフ
ォーム事業者団体登録制度
登録制度」についてご案内
いたします。

詳しく知る

国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道

③ 国土交通省HPにリンク

住宅

重要なお知らせ

住宅リフォームの悪質な「点検商法」に注意!

消費者庁は、特定商取引法に基づく行政処分の実施にあわせて、『住宅リフォームの悪質な「点検商法」に注意!』ページにて公表しています。

リフォーム業者から、実際には必要のないいくつかのリフォーム工事を勧められたり、しつこく勧誘されるなど、おら、一人で悩まず、住まいのダイヤルにご相談ください。

・住まいのダイヤル (電話相談窓口)

【電話番号】 0570-016-100 (ナビダイヤル) 一部のIP電話からの場合は、03-3556-5147

【相談時間】 10時～17時 (土、日、祝休日、年末年始 (12/28～1/5) を除く)

・リフォーム瑕疵保険実績調査回答書 集計結果 (2023年6月30日集計)

PDF形式

① リフォーム工事の全体数及び瑕疵
保険付与実績を構成員間で共有

その他の取組み

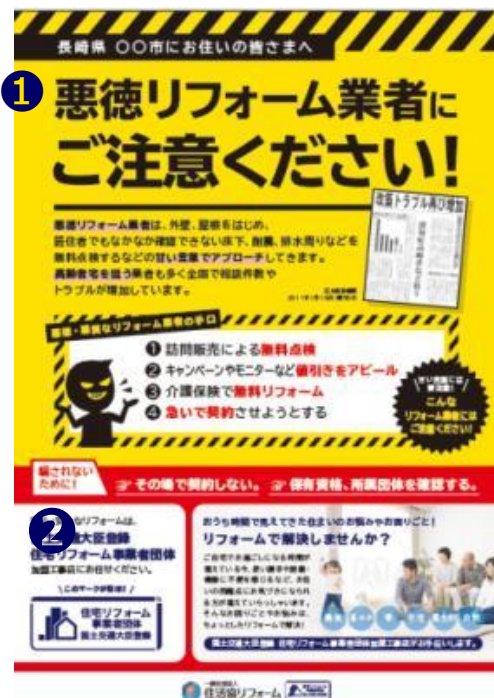
<制度普及のための取組み>

自治体などに対する働きかけ

□ 制度普及チラシ

【表面】

- ① 注意喚起
- ② ロゴマークPR



【裏面】

- ③ 16団体の紹介
- ④ 登録事業者紹介



□ 自治体への働きかけ

【過去の事例】

『鳥取県米子市』

面談：2022年3月16日
協業：株式会社ミヨシ産業
面談：米子市住宅政策課

- ・具体的な活動イメージを共有
- ・後日米子市より連絡あり
- ・市役所内窓口への設置と市報へ掲載許可



各課へ設置の働きかけ

地域にあわせた『制度普及チラシ』を準備し、地域支部と共に各自治体へ訪問
制度を紹介させて頂くと共に、当活動の仕組みを提案し、チラシ設置を働きかけている